



## 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金の新設

亀山市は、空き店舗等の解消による商業の活性化及びにぎわいの創出を目的として、新たに本年度「亀山市空き店舗等活用支援事業補助金」制度を設けます。

本制度は、現在行なっております「創業セミナー」と「創業融資にかかる資金繰り支援」に加え、三本目の矢として、亀山市立地適正化計画における都市機能誘導区域内にある空き店舗や空き家等を改装して開業をする事業者に対し、店舗改装費用の一部（対象経費の2分の1、上限額100万円）を補助するものです。

また、事業の実施にあたりましては、「空き物件情報バンク」を運営する亀山商工会議所との連携により進めてまいります。

本制度の特徴的な点は、3点ございます。

1点目は、商工会議所からの推薦を申請要件に加えまして、事業の現実性や持続可能性を審査するものであります。さらに、申請段階から開業後に至るまで事業者の経営等を商工会議所が継続的にサポートいただくこととなっております。

2点目は、幅広い創業者支援の観点から、大規模小売店舗内にあるテナント・フランチャイズ店も一定の要件を満たせば補助対象といたしたところであります。

3点目は、空き家を改修して店舗にする場合や店舗併用住宅（店舗部分のみ）についても補助対象といたしたところであります。

募集期間は、平成30年5月9日（水）から6月20日（水）までとし、市広報をはじめ、創業セミナー参加者など、商工会議所と連携し、広く周知をしてまいります。